

# ストックヤード等利用案内

【H29. 4】

利用者各位

一般財団法人 茨城県建設技術管理センター

## 1. スtockヤード等利用手続きのながれ

手順	関係書類	手続き
(1) [利用者] 利用申請書の作成	『ストックヤード等利用申請書』 ※管理センターのホームページからダウンロード可 添付書類 ・工事場所位置図 ・建設発生土の特記仕様書(発注機関様式) ・土質(コン貫入等)試験結果写[搬入の場合] ※申請前に上記試験を行って下さい。	利用者の社判・発注機関監督員の確認印を押印し、必要事項を記入して下さい。
[利用者⇒管理センター] 利用申請書の提出		利用開始10日前までには、申請書(原本)を提出して下さい。 (窓口、又は郵送)
(2) [管理センター] 利用申請書受付	『ストックヤード等利用券』 『ストックヤード等利用車両証』 『ストックヤード等週間搬入・搬出予定表』	必要事項確認後、受付いたします。
[管理センター⇒利用者] 書類の発行	『ストックヤード等利用変更届』 『ストックヤード等利用完了報告書』 『利用料金請求書』	※「予定表・変更届(変更が生じた場合)・完了報告書」は必要事項ご記入のうえ、後日提出して下さい。
(3) [利用者⇒管理センター] ⇒管理会社] ⇒管理会社] 利用予定表の提出	『ストックヤード等週間搬入・搬出予定表』	利用者は、運搬予定日の前週金曜日(原則)までに、次週の利用計画を記入した「予定表」を、管理センターと管理会社にFAXして下さい。 (※後記6-(1)-①を確認)
(4) [利用者⇒管理会社] 利用開始	『ストックヤード等利用券』 『ストックヤード等利用車両証』	(3)の利用予定に基づき、搬入・搬出を開始して下さい。利用については、後記5「ストックヤード利用時の留意事項」を遵守して下さい。
※ 土砂の搬入・出は管理会社の指示に従って下さい。		
① [利用者⇒管理センター] 工期・土量に変更が生じた場合	『ストックヤード等利用変更届』	土量・利用期間を変更する場合「変更届」を提出(原本)して下さい。 なお、変更内容により、未使用の利用券を返却していただく場合があります。
② [利用者⇒管理センター] 車両の追加・変更	『ストックヤード等利用車両証追加発行願』 ※管理センターのホームページからダウンロード可	使用車両の変更・追加の場合、「車両証追加発行願」を提出して下さい。 (窓口、又はFAX)
③ [管理センター⇒利用者] 利用券・車両証再発行	①の場合『ストックヤード等利用券』 ②の場合『ストックヤード等利用車両証』	利用券又は車両証を発行します。
(5) [利用者⇒管理センター] 利用終了手続き	『ストックヤード等利用完了報告書』	利用終了後、速やかに「完了報告書」を作成し管理センターまで提出して下さい。 ※車両証及び未使用の利用券は返却して下さい。
(6) [管理センター⇒発注者] 完了証明	『ストックヤード等利用完了証明書』	「完了報告書」の提出を受け、「利用料金」の入金確認後、工事発注者に「利用完了証明書」を発行し、利用者に「受付した完了報告書」をFAXします。

## 2. 利用料金の請求

(1) 利用申請受理後、利用者に「請求書」を交付(郵送又は手渡し)します。

(2) 搬入・搬出料金単価

項目	搬入	搬出
利用料金	1,000円/m <sup>3</sup>	300円/m <sup>3</sup>

※ 別途、消費税がかかります。

(3) 料金請求方法

請求金額は、ストックヤード等利用申請書に記された申請(設計地山)土量に基づきます。

請求金額 = 申請土量(m<sup>3</sup>) × 料金単価(円/m<sup>3</sup>) + 消費税(%)

(4) 支払方法について

① 原則として「銀行振込み払い」をお願いします。

② 振込先

常陽銀行 (コード:0130)	振込第一支店 (店番:195)	普通預金	No. 〇〇〇〇〇〇〇
(一財)茨城県建設技術管理センター ストックヤード会計 理事長 岡部 英男			利用者毎の振込専用口座No. 請求書に記載されています。

※ 振込み手数料は、利用者のご負担をお願いします。

③ 振込

支払期限までに、入金頂きますようお願いいたします。

尚、申請土量の変更が生じた場合には、その都度増減分の請求をさせていただきます。

※1) 請求に応じて頂けない場合は、発注機関への報告・協議を行い、その内容によっては、原則として次回の利用をお断りさせていただきます。

※2) 入金後に申請土量が増減となった場合は、返金手続きをお願いいたします。

④ 支払期限

申請書記載の利用期間最終日が支払期限となります。

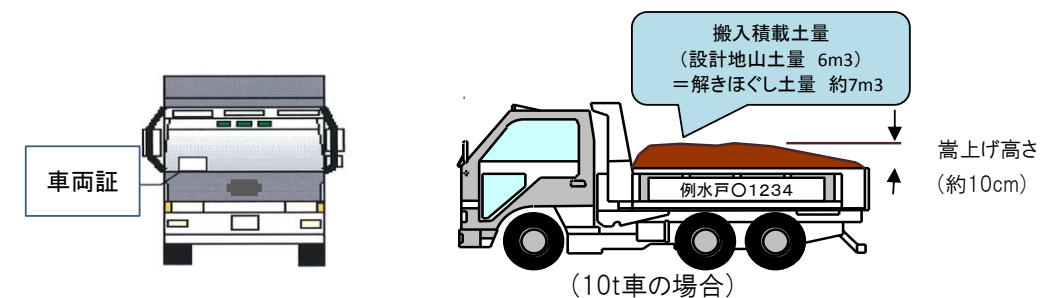
⑤ 「ストックヤード等利用完了証明書」

完了報告書の内容確認及び利用料金の入金確認後、発注者に送付します。

## 3. 土量管理の目安

利用区分	車両別運搬土量の目安(m <sup>3</sup> /台)		
	10t車	4t車	2t車
搬入・搬出	6	2.5	1.25

※ 運搬台数で土量換算を行い、申請土量の通りストックヤードを利用されていることを確認します。



#### 4. スtockヤード等を利用出来る工事

- (1) 国、地方自治体およびその関係機関が発注する工事で、Stockヤード等の利用が設計図書に明示されている工事。
- (2) 国、地方自治体が出資又は関係する団体等が発注する工事。
- (3) 公益性の高い工事と判断されるもの

#### 5. 搬入土砂について

- (1) 受入れできる土砂

第三種建設発生土以上  
搬入土砂の受入管理規定(土質試験の評価について)

利用区分	発生土区分	土質試験 (コーン指数)qc	摘要
搬入	第三種建設発生土以上	400kN/m <sup>2</sup> 以上	湿地ブルドーザが走行可能な状態の土質性状以上

※ 第三種建設発生土未満の場合は、土質の性状を改良(天日乾燥・固化材混合等)することで、第三種建設発生土の基準値(qc400kN/m<sup>2</sup>以上)をクリアできれば搬入はできます。ただし、固化材混合改良土については、受入れできないStockヤードがありますので事前協議が必要です。

- (2) 受入れできない土砂

- ① 異物等が混入した土砂

異物(ビニール、竹・木の根、コンクリート塊、アスコン塊、塩ビ管等)が混入しないよう車両への積み込み前に分別を行ってから、土砂の運搬を行って下さい。  
搬入された土砂に異物(廃棄物)が確認された場合は、受け入れを拒否し、その土砂は持ち帰っていただきます。

- ② 有機質土・粘土

再利用先がないことから受入れできません。

- ③ 固化材等が混入された土砂

止水剤として使用される**ベントナイト**やシールド工法で使用される**セメントミルク**等が混入した土砂の受入れはできません。

- ④ 建設汚泥

「含水比が高く、粒子が微細で流動性を持った泥状の掘削物」を建設汚泥といい、Stockヤード利用はできません。

- ⑤ 土壌汚染された場所からの土砂

**土壌汚染された場所からの土砂は受け入れ出来ません。**

なお、土壌汚染が懸念される場所からの建設発生土については、管理センターと発注者において協議の上、管理センターが定める「搬入土の試験及び頻度」に基づき、土壌の溶出試験(必要に応じて含有量試験)を行い、この試験結果をもとに受け入れの判断をいたします。

- ⑥ その他

降雨等で土質性状が悪化し、目視により明らかに第三種建設発生土未満と判断した場合や、申請時の土質と大幅に違うことが確認された場合には、受入れを中止させていただきます。

#### 6. Stockヤード等利用時の留意事項

- (1) 利用上の注意点

- ① 利用者より送られるStockヤード等搬入・搬出予定表をもとに、受入れ体制の準備を行います。  
予定が入っていない日は、Stockヤード等は閉まっています。

※ 予定表は、運搬を予定する日の「前週金曜日」までに、管理センターと管理会社に必ずFAX送信して下さい。なお、一部Stockヤードでは「前週木曜日」としているところもありますので、申請時にご確認下さい。

- ② 予告なしに搬入・搬出を変更された場合、当日の管理費用の中から対象となる費用を請求する場合がありますので、ご注意ください。

- ③ 雨天日は、Stockヤード等の利用は休止とします。

小雨時及び雨天後の利用については、Stockヤード管理会社へ受入れ体制の確認をお願いします。

※ 荒天もしくは工事進捗等により**搬入・搬出予定が延期・中止になる場合、Stockヤード管理会社及び管理センターに必ず連絡を入れる**ようお願いします。

- (2) Stockヤード等の利用可能日・利用時間

- ① 利用できる日

月曜日～土曜日

- ② 利用できない日

日曜日・祝日(振り替え休日を含む)  
GW・旧盆・年末年始

Stockヤード管理会社の予定及びStockヤードの状況により、受入れ体制がとれない場合は、休止・利用制限することがありますのでご了承下さい。

- ③ 利用できる時間

8:00 ~ 12:00  
13:00 ~ 17:00

スクールゾーン・その他の交通規制により、一部Stockヤードでは利用時間および搬入路の制限があります。  
《詳細は各Stockヤード申請時にご確認下さい。》

- (3) 留意事項

《Stockヤード等利用券》

- ① 利用券は、車両1台につき2枚1組になっており、半券(管理センター控)は、Stockヤード等入口で切り取るシステムです。残りの半券(工事受注者控)は、搬入・搬出証明書となりますので、大切に保管してください。

- ② **利用券の「利用日」「運搬車両番号」欄は利用者側で記入してください。**

- ③ 利用券の不正使用については、発注機関の工事監督員に連絡し厳重に対処します。

《Stockヤード等車両証》

- ① 車両証は運搬車両フロントガラスの見やすい場所に掲示してください。

- ② **登録されていない車両での利用はできませんので、ご注意ください。**

《使用車両について》

- ① Stockヤード等を利用する車両が最大積載量 5t以上の場合、必ず「ダンプカー規制法」等による法令を遵守して下さい。

- ② 「差し枠」等の違法改造をした車両での利用は出来ません。

- ③ Stockヤードは、過積載車両での利用はできません。  
過積載が確認された場合、発注機関の工事監督員に連絡し厳重に対処します。

【お問い合わせ先】

本所	県南支所
〒310-0004 水戸市青柳町4195番 (一財)茨城県建設技術管理センター 建設副産物リサイクル事業部 Tel029-227-5222 Fax029-227-8558	〒300-0331 稲敷郡阿見町阿見4815番3 (一財)茨城県建設技術管理センター 県南支所 Tel029-887-5762 Fax029-887-5769
※ 郵送の場合、本所宛に送付して下さい。	